

厚生労働省発表  
平成17年8月12日

担当	厚生労働省労働基準局安全衛生部 化学物質対策課長 古川 祐二 化学物質情報管理官 永野 和則 電話 (5253)1111内線5515
----	---

## 建材・建築物のメーカーが保有している石綿 使用状況に係る情報の公開・提供を要請

石綿を含有する建材を使用した建築物の解体等の作業が今後増加することが予想されることから、これらの作業における石綿ばく露防止対策等の徹底を図るため、石綿障害予防規則(PDF: 50KB)(以下「石綿則」という。)が制定され、本年7月1日から施行されています。

石綿則第3条では、建築物等の解体等の作業を行う事業者は、あらかじめ、当該建築物等について事前に石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査するほか、使用の有無が明らかにならなかつた場合は、分析により調査することとされています。

また、石綿則第8条では、事前調査を適切に実施するため、発注者が有している設計図書等に記載された石綿の使用状況等の情報を解体事業者に通知することを求めています。

これらの措置がより的確に行われるためには、建材、建築物のメーカーから解体等の作業の発注者や請負事業者に対し必要な情報が提供されることが極めて重要です。

このため、本日、建材、建築物のメーカー団体に対して、過去に製造・販売した建材、建築物のうち石綿を含有するものについて、一般名称、商品名、製造・販売期間、使用場所等の情報をホームページ等に掲載するなど、積極的に公開・提供を行うよう要請を行うとともに、関係省庁に対して協力要請を行いました。

照会先 厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課 内線 5515、5516
---

## 当社のアスベスト(石綿)取扱いの概要と対応について (実例)

現在、アスベスト(石綿)による健康障害が社会問題となっておりますが、社会的影響及び過去にアスベスト使用履歴のある当社事業所周辺地域における住民の皆様方の不安を考慮し、現時点で把握している過去の当社におけるアスベスト使用状況、健康障害の有無及び今後の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社におけるアスベスト取扱いの概要

##### (1) 当社におけるアスベスト取扱いの概要

当社は、クラッチ専業メーカーとして主に二輪車・四輪車用クラッチの摩擦材の原材料として、過去、アスベストを使用しておりましたが、国内においてアスベストの人体への影響が社会的にクローズアップされる以前に、いち早く1987年にノンアスベスト化を実現し、順次、市場での切替えを行い、1995年1月以降、今日までアスベスト含有製品の製造は行っておりません。

##### (2) アスベスト使用履歴のある事業所

過去にアスベスト使用履歴のある事業所は下表のとおりであります。

事業所名	所在地	石綿含有製品の取扱い状況	取扱期間	石綿の種類
旧工場(注1)	静岡県	二輪車・四輪車用摩擦材の製造等	1958年頃～1994年	白石綿
旧工場(注2)	静岡県	四輪車用摩擦材の加工	1973年～1994年	白石綿
工場	三重県	二輪車用摩擦材の加工	1978年～1994年	白石綿
㈱九州	熊本県	二輪車用摩擦材の加工	1986年～1994年	白石綿

(注) 1. 旧工場は、国内における二輪車用クラッチの生産拠点集約に伴い、2000年12月に売却しております。

2. 旧工場は、2000年8月に細江工場に統合し、細江工場第二製造課となっております。

#### 2. 健康障害の有無について

##### (1) 当社事業所周辺地域における住民の皆様

現時点で把握している限り、当社事業所周辺地域における住民の皆様からのアスベストによる健康障害に関するお申し出、ご相談等はございません。

##### (2) 当社従業員及び退職者

アスベスト取扱いに従事した当社従業員は法定の石綿検診を受診しております。また、退職者につきましても在籍中は法定の石綿検診を受診しており、現時点までの調査では従業員及び退職者でアスベストによる健康障害の事実はありません。

#### 3. 今後の対応について

アスベストによる健康障害は、長い潜伏期間の後に発病する可能性がありますので、当社としては行政等の指示に従うとともに、今後も適切な情報開示に努めてまいります。

以上